

令和6年能登半島地震により被害を受けた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島地震」といいます。）により被災された方については、所得税に関し、能登税特法に基づく特例を含め、次の税制上の措置がありますので、**状況が落ち着き次第、税務署等にご相談ください。**

- (注) 1 「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます。
2 高岡税務署での相談を希望される方は、申告に必要な書類等を準備し、**令和6年4月8日以降に電話にて事前予約の上、来署願います。**

1. 申告・納付等の期限延長

能登半島地震により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。

富山県に納税地を有する方は、令和6年1月1日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（お手続きは必要ありません。）。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

- (注) 令和5年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。

2. 所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法の**どちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。**

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、**令和5年分又は令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。**

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 ^(注1)	住宅又は家財の損失額 ^(注2) が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税等の軽減額	<p>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。</p> <p>① $\text{損失額}^{\text{(注2)}} - \text{所得金額の10分の1}$</p> <p>② $\text{損失額}^{\text{(注2)のうち災害関連支出の金額}^{\text{(注3)}} - 5\text{万円}$</p>	<p>軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税等の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税等の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税等の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。 災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります^(注4)。 災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から3年以内に支出したものが対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。 								

- (注) 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。
 なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
- 2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。
- 3 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。
- 4 e-Taxを利用して確定申告書を提出する場合において、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（原則として法定申告期限から5年間、その入力内容の確認のため、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求める場合があります。）。

お手続きの方法

所得税等を軽減 免除する年分	令和5年分の 確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
令和5年分	確定申告 を済ませ ていない	令和5年分の 確定申告	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和5年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 （源泉徴収票や社会保険料控除証明書等）
	確定申告 を済ませ ている	令和5年分の 更正の請求 （注1）	上記①から④までの書類のほか、 令和5年分の確定申告書の控え（e-Taxメッセージボックスの受信 通知からダウンロードしたPDFファイル等）
令和6年分	令和6年分の確定申告		上記①から④までの書類のほか、 令和6年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社 会保険料控除証明書等）

- (注) 1 令和5年分の確定申告を済ませている方であっても、申告期限内であれば、改めて申告書の提出が可能です。
 2 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
 3 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

3. その他

(1) 見舞金や災害義援金の取り扱い

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

(2) 個人事業者の方

能登半島地震により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方については、別途、税制上の措置があります。

お手続きのサポートのご案内

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお気軽にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

なお、**状況が落ち着き次第、お手続きに必要な書類等を準備し、事前予約の上、ご相談いただくとスムーズです**ので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、ご相談に当たっては、国税庁ホームページの各税務署の所在地や開庁時間、相談の申込方法などをあらかじめご確認いただきますようお願いいたします。

税務署の情報はこちら
でご確認ください



☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

高岡税務署個人課税部門 933-8540 高岡市博労本町5番30号 0766-21-2501（代表）
 射水市役所課税課 939-0294 射水市新開発410番地1 0766-74-8100（代表）